

第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

I 届出対象行為

上島町の良好な景観形成を図るため、景観計画区域内で行われる次に掲げる行為のうち、一定規模を超える行為（下表右欄）を届出対象とします。

[届出が必要な行為の種別と規模等]

届出対象行為の種別	対象となる規模等
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの (修繕、模様替、色彩の変更は、上記規模を超える建築物で変更面積が外観の過半となるもの)
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○高さ5mを超える擁壁類 ○高さ30mを超える鉄塔類 ○高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるその他の工作物 (修繕若しくは模様替又は色彩の変更は、上記規模を超える工作物で、変更面積が外観の過半となるもの)
開発行為（建築物の建築又は工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）	○3,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他土地の形質の変更	○1,000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○土石の堆積：高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの ※ただし、堆積の期間が30日を超えて継続しないものは除く ○廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ：高さ5m又は面積500㎡を超えるもの ※ただし、堆積の期間が30日を超えて継続しないものは除く

※上記の行為をしようとする者は、あらかじめ景観法施行規則第1条で定めるところにより、①行為の種類、②場所、③設計又は施工方法、④着手予定日、⑤その他景観法施行規則第2条で定める事項を景観行政団体の長（上島町長）に対して届出なければならない。

II 景観形成基準

良好な景観の形成をめざして、景観計画区域内で行われる行為についての制限（以下「景観形成基準」という。）は、以下のとおりとします。

[景観形成基準]

区分		景観形成基準
建築物	形態 意匠	○周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。
	色彩	○屋根や外壁は、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。
	位置	○展望地からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。 ○尾根近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置とすること。
	緑化	○道路に面する場所や敷地内は花木などによる緑化に努めること。
工作物	形態	○周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。
	色彩	○目立つ色彩は避け周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。
	高さ	○周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	○展望地からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。 ○尾根近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置とすること。 ○鉄塔、電柱、電波塔類は、周辺の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。
緑化	○道路に面する場所や敷地内は花木などによる緑化に努めること。	
開発行為（建築物の建築又は工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）	○開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ○造成等での擁壁や法面は、必要最小限にとどめるとともに、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 ○斜面における土地の形状を変更する場合は、原状の形状を活かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。 ○樹木の伐採は必要最小限にとどめること。	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他土地の形質の変更	○行為後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ○長大な法面を生じないように配慮し、法面は緑化に努めること。 ○行為後は、地域に育成する樹木による緑化等により景観の復元に努めること。	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 ○道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へいし、周辺の景観に配慮すること。	

※届出があった場合、景観行政団体の長（上島町長）は、その届出に係る行為が上記の当該行為についての基準に適合しないと認めるときは、その届出をしたものに対し、その届出に係る行為に関し、設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

また、この勧告は、届出のあった日から30日以内にしなければならない。

第4章 その他の良好な景観の形成に関する事項

I 景観重要建造物の指定の方針

景観計画区域内において、地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもので、次の基準に該当し、道路等公共の場所から容易に見ることができるものを「景観重要建造物」として指定を検討していきます。

- ① 優れた形態意匠を有し、地域の景観の核となっている建造物
- ② 地域の人々に親しまれ、大切に守られてきた歴史的、文化的な景観要素をもつ建造物

○ 適用除外

国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物

II 景観重要樹木の指定の方針

景観計画区域内において、地域の自然、歴史、文化などからみて、樹容が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要な樹木で、次の基準に該当し、道路等公共の場所から容易に見ることができるものを「景観重要樹木」として指定を検討していきます。

- ① 樹姿（樹高、樹形）が、地域のシンボリックな存在として人々に親しまれている樹木
- ② 地域の人たちが長年大切に守り育ててきた歴史的、文化的な景観要素をもつ樹木
- ③ 周辺地域ではあまり成育していない希少な樹木で、周辺の景観に特色を与えるもの

○ 適用除外

樹林地などの一体的緑地（景観上重要な単体の樹木について指定する。）